

# ○津山工業高等専門学校体育館使用規程

〔 昭和44年1月1日  
規 程 第 1 号 〕

改正 昭和61年3月20日規程第4号 平成17年3月18日規程第2号  
平成18年4月1日規程第48号

**第1条** 津山工業高等専門学校体育館，卓球室及びトレーニングセンター（以下「体育館」という。）は，本校学生の正課及び課外活動に使用することを目的とする。

**第2条** 体育館は，原則として本校学生及び教職員以外の使用は認めない。ただし，津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程第9条による場合は，この限りでない。

**第3条** 体育館は，学生課がこれを管理する。

**第4条** 体育館を使用する者（正課を除く。）は，事前に学生課学生生活係に願い出て許可を受けるものとする。

**第5条** 体育館の使用時間は，原則として次のとおりとする。

- (1) 4月1日から10月31日までは20時までとする。
- (2) 11月1日から3月31日までは18時までとする。

**第6条** 体育館の鍵は，学生課学生生活係にて保管する。

**第7条** 体育館の施設又は器具をき損した場合は，ただちに学生課学生生活係に届け出るものとする。

## 附 則

この規程は，昭和44年1月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月20日規程第4号）

この規程は，昭和61年3月20日から施行する。

**附 則**（平成17年3月18日規程第2号）

この規程は，平成17年3月18日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年4月1日規程第48号）

この規程は，平成18年4月1日から施行する。